

## 小樽市都市計画マスタープラン 第 4 回策定委員会

## 1. 土地利用の方針

新（第 2 次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>1. 土地利用の方針</b> <b>（1）基本的考え方</b></p> <p><u>市街地の一方が日本海に面し、他の三方を山々に囲まれた坂の多い地形で、平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和のとれた土地利用を進めます。</u></p> <p><u>また、地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、中心拠点と複数の地域拠点に都市機能が集約され、それらが交通ネットワークで結ばれた効率的なまちづくりを目指し、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進め、暮らしやすく機能的な市街地の形成に努めます。</u></p> <p><b>1) 秩序ある快適な市街地の形成を目指します</b></p> <p><u>豊かな自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。</u></p> <p><u>このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本としつつ、今後の土地利用などの動向や将来見通しを勘案し、適切に見直しの検討を進めます。</u></p> <p><b>2) 地域の特性を生かします</b></p> <p>住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置に努め、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。</p> <p>また、<u>社会経済情勢の変化や新たなまちづくりの課題に的確に対応するため、適切に用途地域等</u>の見直しの検討を進めるとともに、<u>目的に応じた地区計画制度</u>などを活用しながら、<u>自然・歴史・景観</u>など地区の特性を生かした都市空間の創出を図ります。</p>	<p><b>1. 土地利用の方針</b> <b>（1）基本的考え方</b></p> <p>海と山に囲まれ平地が少ない本市の地形的特性や土地利用の経緯、実態などを考慮しつつ、豊かな自然環境の保全、快適な生活環境の確保、活力ある産業の振興などが適切に図られるよう、調和のとれた土地利用を進めます。</p> <p>また、丘陵の緑により区分された地域ごとに計画的な土地利用を誘導し、人口の減少や少子高齢化などの社会動態も考慮した、利便性の高いコンパクトな市街地の形成をめざします。</p> <p><b>1) 秩序ある快適な市街地の形成をめざします</b></p> <p>自然環境との調和を図りながら、快適な都市環境と機能的な都市活動を確保するため、計画的・効率的な土地利用を進めます。</p> <p>このため、都市計画で定める市街化区域と市街化調整区域の枠組みを今後とも保ち、都市機能を計画的に整備する市街化区域の範囲は、概ね現状維持を基本とします。</p> <p><b>2) 地域の特性を活かします</b></p> <p>住居系・商業系・工業系などの土地利用は適切な配置につとめ、中心部のにぎわいや郊外部の落ち着きなど地区ごとに個性ある都市形成を誘導します。</p> <p>また、目的に応じた地区計画制度などを活用しながら、自然・歴史・景観など地区の特性を活かした都市空間の創出を図ります。</p>

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>3）高度利用や低・未利用地の有効活用を進めます</b></p> <p>既成市街地は、<u>土地利用などの状況と将来の見通しを勘案しつつ、公共施設などの都市機能の適正な配置と誘導を進めるとともに、土地の高度利用や空き家等の低・未利用地の有効活用を促進します。</u></p> <p><u>さらに、公共施設の跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。</u></p> <p><u>特に JR 小樽駅周辺の中心市街地は、都市活動の拠点として再開発などによる土地の高度利用と都市機能の更新を図り、周辺地域とのバランスに配慮しつつまちなか居住を促進するとともに、本市特有の景観などの特性を生かした商業地の形成を進めます。</u></p>	<p><b>3）高度利用や、未利用地の有効活用を進めます</b></p> <p>既成市街地は、公共施設の整備や計画的な土地利用の誘導等により、住環境の改善につとめます。</p> <p>また、人口の移動などによる住宅需要には、土地の高度利用や未利用地の有効活用を進めます。</p> <p>特に中心市街地は、土地の高度利用と都市機能の更新を図るため市街地の再開発を促進し、街なか居住と商業などが複合したにぎわいある空間の形成をめざします。</p>
<p><b>（2）土地利用の方針</b></p> <p>土地利用を住居系、商業系、工業系に区分し、これらの土地利用を各ゾーンで構成します。</p> <p><b>1）良好な住環境を創出する住居系土地利用</b></p> <p><b>①低層住宅ゾーン</b></p> <p><u>周辺の自然と調和した低層建物を主体とするゆとりと落ち着きのある住宅地を形成する地区を低層住宅ゾーンとして、幸、望洋台、桂岡、桜、赤岩、オタモイ、最上などに位置付けます。</u></p> <p>・<u>今後とも地区計画制度などの活用により、周辺の自然環境などと調和したゆとりある良好な住環境の維持・創出を図ります。</u></p> <p>・<u>良好な住環境に配慮しつつ、人口減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化に柔軟に対応した土地利用を図ります。</u></p>	<p><b>（2）土地利用の方針</b></p> <p>土地利用を住居系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用に区分し、これらの土地利用を各ゾーンで構成します。</p> <p>住居系土地利用 低層住宅ゾーン、中高層住宅ゾーン、一般住宅ゾーン</p> <p>商業系土地利用 中心商業ゾーン、住商複合ゾーン、沿道サービスゾーン、観光・歴史・レクリエーションゾーン</p> <p>工業系土地利用 工業流通ゾーン、住工共生ゾーン</p> <p><b>1）快適な住環境を創出する住居系土地利用</b></p> <p><b>①低層住宅ゾーン</b></p> <p>低層建物を主体としたゆとりと落ち着きある住宅地で、土地区画整理事業やニュータウン構想により計画的に基盤整備が行われた幸・望洋台・桂岡地区などを低層住宅ゾーンとして位置付けます。</p> <p>・新たに開発される住宅地は、周辺の自然環境などとの調和を図り、地区計画制度などの積極的な活用により良好な住環境の形成を図ります。</p> <p>・周辺の自然と調和した低層建物を主体とする低密度の住宅地として、ゆとりのある良好な住環境を確保しつつ、多世代住宅の建設など多様化する住要求への対応を検討しま</p>

## ②中高層住宅ゾーン

中高層の住宅や店舗などが適度に混在した中密度の住宅地を形成する地区を中高層住宅ゾーンとして、桜、祝津、オタモイ、JR 小樽築港駅周辺地区、緑、入船、銭函などに位置付けます。

・低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。

※前分と統合

## ③一般住宅ゾーン

住宅や店舗などの生活利便施設が適度に混在した住宅地を形成する地区を一般住宅ゾーンとして、中心市街地の周辺や塩谷、長橋、銭函、新光、桜、星野、高島などの幹線道路の周辺等に位置付けます。

・住宅や店舗などの生活利便施設などが適度に混在し、身近でサービスが受けられる利便性の高い住宅地の維持・創出を図ります。

※「4）市街地において配慮すべき土地利用」へ

※「4）市街地において配慮すべき土地利用」へ

## 2) にぎわいを生み出す商業系土地利用

### ①中心商業ゾーン

都市活動の拠点として都市機能が集積し、本市経済の中心となる商業地を形成する地区を中心商業ゾーンとして、JR 小樽駅周辺の稲穂、色内、花園などに位置付けます。

・商業、業務、交通結節機能を高めるため、市街地再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。

す。

## ②中高層住宅ゾーン

中高層の公営住宅団地や店舗などが身近に配置された、中密度の住宅地を中高層住宅ゾーンとして、桜・祝津・オタモイ・小樽築港駅周辺地区などに位置付けます。

・低層建物と中高層建物が共存する中密度の住宅地として、良好な住環境の維持・創出を図ります。

・小樽築港駅周辺地区は、中高層建物を主体とした住宅地の形成を図ります。

## ③一般住宅ゾーン

住宅や店舗などの生活利便施設が適度に混在する住宅地を一般住宅ゾーンとして、中心市街地の周辺や主要な道路の周辺などに位置付けます。

・住宅と生活利便施設などが適度に混在し、近隣でのサービスが受けられる利便性の高い住宅市街地の形成を図ります。

・老朽家屋が密集している地区は、都市基盤の再整備などにより住環境の改善を図るとともに、建築物の不燃化を促進します。

・既成住宅地は基盤整備による住環境の改善・向上につとめます。

## 2) にぎわいを生み出す商業系土地利用

### ①中心商業ゾーン

都市活動の拠点として広域的商業やサービス機能などが集積し、本市の経済の中心となる商業地を中心商業ゾーンとして、小樽駅周辺から稲穂・色内・花園周辺に位置付けます。

・商業・業務機能を高めるため、再開発などの面的整備を促進し、土地の高度利用や都市機能の更新を図ります。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p>・本市特有の歴史・文化・街並み景観など<u>地区の特性</u>を生かした商業の振興や、多様な都市機能の誘導に努め、更なるにぎわいの創出を図ります。</p> <p>・利便性が高い<u>特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ</u>、まちなか居住を促進します。</p> <p>※「4）市街地において配慮すべき土地利用」へ</p> <p><b>②住商複合ゾーン</b></p> <p>中心商業ゾーン周辺の商業地と周辺住宅地の<u>生活サービスを担う商業地を形成する地区</u>を住商複合ゾーンとして、入船、錦町、新光、花園、稲穂、奥沢、緑などに位置付けます。</p> <p>・<u>身近な生活利便施設や住宅などが複合する拠点性のある商業地</u>の形成を図ります。</p> <p>・利便性が高い<u>特性を生かし、周辺地域とのバランスに配慮しつつ</u>、<u>区内やその周辺への居住を促進</u>します。</p> <p>※「4）市街地において配慮すべき土地利用」へ</p> <p><b>③沿道サービスゾーン</b></p> <p>幹線道路の沿線は、商業施設などの立地に対応する沿道サービスゾーンとして、銭函、新光、奥沢、天神、長橋、塩谷、蘭島、などに位置付けます。</p> <p>・交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地を誘導し、周辺の利便性を高めます。</p> <p>※「4）市街地において配慮すべき土地利用」へ</p>	<p>・小樽特有の歴史・文化・景観などを活かした地区の形成や小樽運河周辺地区からの観光客の回遊性の向上、商業・サービス機能や駅周辺などの利便性を活かした街なか居住を促進します。（「街なか活性化計画」との連携）</p> <p>・老朽家屋が密集している地区は、商業・業務機能との調和を図りつつ、建替えなどによる高度利用や不燃化を促進します。</p> <p><b>②住商複合ゾーン</b></p> <p>中心商業ゾーン周辺の補完的な商業地や周辺住宅のサービスを担う商業地を住商複合ゾーンとして、手宮・入船・朝里地区などに位置付けます。</p> <p>・周辺住宅のサービスを担う生活利便施設や住宅が複合する利便性の高い地域商業地の形成を図ります。</p> <p>・中心商業ゾーンとの連携を図るとともに、街なか居住を促進します。</p> <p>・老朽家屋が密集している地区は、建替えなどに伴い高度利用や不燃化を促進し、地区環境の改善につとめます。</p> <p><b>③沿道サービスゾーン</b></p> <p>交通利便性に優れた広域的な幹線道路の沿道は、自動車利用を想定した商業施設などの立地に対応する沿道サービスゾーンとして、銭函・新光・奥沢・天神・長橋・塩谷・蘭島地区などに位置付けます。</p> <p>・交通状況や市街地環境に配慮しつつ、沿道におけるサービス施設の立地に対応し、周辺の利便性を高めます。</p> <p>・新幹線新駅周辺は交流ターミナル機能の整備を図り、連絡する幹線道路沿いにおけるサービス施設などの立地に対応します。</p>

#### ④観光・レクリエーション交流ゾーン

自然景観や親水空間、温泉などの地域の特性を生かし魅力ある空間を形成する地区を観光・レクリエーション交流ゾーンとして JR 小樽築港駅周辺地区、朝里川温泉地区、第 3 号ふ頭及び周辺地区に位置付けます。

・JR 小樽築港駅周辺地区は、親水空間と調和した交流・生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持・創出を図ります。

・朝里川温泉地区は、自然と調和した温泉やスポーツ施設など、市民や観光客が楽しみ、健康を増進できる交流拠点として、機能の向上に努めます。

・小樽港第 3 号ふ頭及び周辺地区は、国際旅客船ふ頭を核とし、観光・商業施設と一体となった、にぎわいある交流空間の創出を目指します。

#### ⑤観光・歴史交流ゾーン

歴史的建造物や文化財などと商業機能が調和した魅力ある空間を形成する地区を観光・歴史交流ゾーンとして小樽運河・堺町本通地区などに位置付けます。

・小樽運河・堺町本通地区などは、歴史的建造物や文化財と調和した商業・流通業務地として、更なるにぎわいの創出のため、個性的で魅力ある空間の形成を図り、観光客の回遊性を高めます。

#### ④観光・歴史・レクリエーションゾーン

歴史的建造物、ウォーターフロント、温泉などの地域特性を活かした広域的な商業が立地し、魅力ある空間を形成する地区を観光・歴史・レクリエーションゾーンとして、小樽築港駅周辺、小樽運河・堺町本通周辺、朝里川温泉地区に位置付けます。

・小樽築港駅周辺地区は、親水空間と調和した文化・交流・生活サービス機能などの充実した魅力ある空間の維持・創出を図ります。

・朝里川温泉地区は、自然と調和した、観光やスポーツ・レクリエーションなどの場として、機能の向上を図ります。

・小樽運河・堺町本通周辺地区は、歴史的建造物などと調和した商業・流通業務地として、個性的で魅力ある景観形成を図るとともに、道路・歩行者空間のネットワーク化につとめ、中心商業地との回遊性を高めます。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>3）生産や物流を支える工業系土地利用</b></p> <p><b>①工業流通ゾーン</b></p> <p>道央圏における立地特性や港湾機能を生かし、既存技術の集積や新たな産業の立地を促進する地区を工業流通ゾーンとして、銭函工業団地、小樽港臨港地区、石狩湾新港地区に位置付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銭函工業団地は、北海道職業能力開発大学校など近隣の教育・研究機関との連携を図りつつ、都市型工業の集積や新たな産業の立地にも対応します。</li> <li>小樽港臨港地区においては、港湾機能を生かし、一部の交流空間との効率的なすみわけを行い、機能的な工業・流通活動を支える土地利用を図ります。</li> <li>石狩湾新港背後地区は、今後の工業・流通の発展動向や社会経済情勢の変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な施設立地にも対応した土地利用を検討します。</li> <li>周辺環境を考慮した工業を誘導するため、特別用途地区等を活用します。</li> </ul> <p><b>②住工共生ゾーン</b></p> <p>都市型工業と住宅が共存する職住近接型の地区を住工共生ゾーンとして、奥沢、天神、銭函、塩谷、新光、祝津、オタモイ、などに位置付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市型工業の集積や既存施設機能の更新においては、周辺環境との調和に努めます。</li> </ul> <p><b>4）市街地において配慮すべき土地利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>良好な空き家や低・未利用地については、有効活用を促進し、市街地環境の維持・改善を図ります。</li> <li>北海道新幹線新小樽（仮称）駅周辺地区は、本市の新たな玄関口にふさわしい土地利用に向けた規制・誘導方策を検討します。</li> <li>地区の特性に応じた良好な都市環境の維持・改善を図るため、地区計画を有効に活用していきます。</li> </ul>	<p><b>3）生産や物流を支える工業系土地利用</b></p> <p><b>①工業流通ゾーン</b></p> <p>道央圏における立地特性や港湾機能を活かし、既存技術の集積や新たな産業の立地を促進する地区を工業流通ゾーンとして、銭函工業団地地区、小樽港臨港地区、石狩湾新港背後地区に位置付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銭函工業団地地区は、近隣の研究機関などとの連携を図りつつ、都市型工業の集積や新たな産業の立地にも対応します。</li> <li>小樽港臨港地区は、港湾機能の維持・増進を基本とし、運河周辺などについてはウォーターフロント交流拠点と連携した複合的な土地利用を検討します。</li> <li>石狩湾新港背後地区は、今後の工業・流通の発展動向や社会変化を考慮した適正な配置を基本とし、複合的な施設立地にも対応した土地利用を検討します。</li> <li>周辺環境を考慮した工業を誘導するため、特別用途地区等を活用します。</li> </ul> <p><b>②住工共生ゾーン</b></p> <p>都市型工業などと住宅が共存する職住近接型の地区を住工共生ゾーンとして、奥沢、天神などに位置付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市型軽工業の集積や施設機能の高度化・近代化に対応しつつ、周辺環境との調和につとめます。</li> </ul>

・小中学校などの公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和に十分配慮しつつ、民間による利活用も含め地域の発展や本市のまちづくりに資する土地利用を検討します。

### **(3) 地区計画制度等の活用**

#### **1) 地区の特性に応じた地区計画制度等の活用**

地区計画は地区の特性に応じ、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」で、地区の将来像や生活道路の配置、建築物形態のルール等を住民などの意見を反映して定めるものです。

良好な環境の維持や改善のため、都市計画道路などの一体的整備が望まれる地区や面的整備が予定されている地区、市街化調整区域等良好な環境の維持・保全の地域要請が強い地区などに対し、以下に示すタイプの地区計画等を有効に活用していきます。

## 2. 交通の方針

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>2. 交通の方針</b></p> <p><b>（1）基本的考え方</b></p> <p>交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、生活する上で欠くことのできない都市基盤です。</p> <p>現状を見ると、自然環境への配慮、地域特性や人口減少、少子高齢化などへの対応、<u>長期末整備の都市計画道路</u>など様々な課題を抱えています。</p> <p>これらの多様な課題に<u>適切に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、地域経済と暮らしを支え、人と地域の結びつきと交流に寄与する交通ネットワークの確立を目指します。</u></p> <p><b>1）交通ネットワークの確立を目指します</b></p> <p>・<u>後志圏や道央圏の陸上・海上の交通結節点として、経済活動や地域間交流などの促進のため、国道などの幹線道路や北海道横断自動車道、北海道新幹線のほか、フェリーや貨物船による広域交通ネットワークの確立を促進します。</u></p> <p>・<u>長期末整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証の上、必要な計画の見直しを行い、日常生活や経済活動を支える交通ネットワークの充実に努めます。</u></p> <p>※2）へ</p> <p>※2）へ</p> <p>・<u>駅などの交通結節点の機能強化を図るとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通網形成の実現に向けた取組を進めます。</u></p> <p>・<u>北海道新幹線新小樽（仮称）駅設置にあたっては、新駅と市街地や観光拠点などのアクセス機能の充実に努めます。</u></p>	<p><b>2. 交通の方針</b></p> <p><b>（1）基本的考え方</b></p> <p>交通は、日常生活や経済活動と密接な関係にあり、特に道路は生活する上で欠くことのできない都市基盤です。</p> <p>現状をみると交通混雑や駐車場対策、自然環境への配慮や高齢社会への対応など様々な課題を抱えています。</p> <p>これらの多様な課題に対応し、将来へ向けた活力ある小樽を創造するために、安全で快適な、人にやさしい交通環境の実現をめざします。</p> <p><b>1）総合的な交通体系を強化します</b></p> <p>・後志と道央圏の交通結節点として、広域交通機能を強化します。</p> <p>・都市計画道路の整備を推進し、産業や物流機能などを支える交通網の充実に図ります。</p> <p>・騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現につとめます。</p> <p>・都市防災の観点から、避難路などの機能を合わせ持つ交通環境の形成につとめます。</p>

## 2) 全ての人が安全・安心で快適に移動できる交通環境の実現を目指します

・歴史的な街並みを楽しめる路づくりに努めます。  
・JR 小樽駅周辺などにおける都市計画駐車場等の需要と供給の現況や将来の見通しを勘案し、必要に応じてその配置等の見直しを行うとともに、駐車場情報の提供などに努め、交通の円滑化を図ります。

・安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。

※1) ハ

・騒音、振動、大気汚染や地球温暖化への対応など、地球環境に配慮した交通社会の実現に努めます。

・都市防災の観点から、避難路などの機能を併せもつ交通環境の形成に努めます。

## 2) バランスのとれた交通環境の実現をめざします

・歴史的な街並みを楽しめる道づくりを進めます。

・「小樽市駐車場整備計画」の策定や駐車場情報の提供などにつとめ、交通の円滑化を図ります。

・バリアフリー化など安全性を考慮した歩行者空間の創出につとめます。

・駅などの交通結節点の機能強化を図り、公共交通機関の連携につとめます。

## (2) 交通の整備方針

交通施設は、交通需要や整備効果、土地利用誘導効果などを的確に評価して計画的な整備を進めます。

### 1) 交通ネットワークの強化

#### ① 広域的な路線等の整備

・北海道横断自動車道（黒松内～小樽）の早期整備を促進し、後志圏の高規格幹線道路ネットワークの形成を図ります。

・国道5号は、局所的な危険箇所の解消により安全性の向上を促進するなど、主要幹線道路ネットワークの充実に努めます。

・北海道新幹線新小樽（仮称）駅へのアクセス道路については、国道393号など必要に応じ、交通機能の向上等に努めます。

## (2) 交通の整備方針

交通施設は、交通需要や整備効果、土地利用誘導効果などを的確に評価して計画的な整備を進めます。

また、道路はライフラインの収容空間などの機能も果たしているため、維持・管理につとめます。

### 1) 交通ネットワークの強化

#### ① 広域的な路線等の整備

・北海道横断自動車道の早期整備を推進し、後志圏との高速ネットワークの形成を図ります。

・国道5号は季節的な混雑の緩和を図るとともに、都市や地域を結ぶ広域交通ネットワークの充実に努めます。

・国道393号は、毛無峠の安全性の向上を図り、道央圏主要観光地（札幌・朝里川温泉・赤井川・ニセコ・中山峠・定山溪）を結ぶ、観光リゾート環状ネットワークの形成を図ります。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p>・<u>主要幹線道路交差点の改良などを促進し、交通の円滑化を図ります。</u></p> <p>・<u>道路利用者の安全性や快適性の向上のため、「道の駅」などの休憩施設の整備について検討します。</u></p> <p><b>②都市の機能を強化する路線等の整備</b></p> <p>・<u>中心市街地を迂回し、塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線は整備を促進し、通過交通による交通混雑の解消や後志圏・札幌圏へのアクセスの充実に図ります。</u></p> <p>・<u>臨港地区の主要な道路である臨港道路小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。</u></p> <p>・<u>長期末整備の都市計画道路については、その必要性等を総合的に点検・検証し、計画の見直しを行い、必要な道路の整備について検討します。</u></p> <p><b>③海上交通の拡充</b></p> <p>・<u>小樽港は、フェリー拠点都市として航路の利用促進を図るとともに国内外との交易・交流の充実に努めます。</u></p> <p><b>2）駐車場の整備、利用促進</b></p> <p>・<u>JR 小樽駅周辺などにおける交通の円滑化と利便性の向上を図るため、必要に応じて駐車場整備計画を策定するなど、計画的な駐車場の配置に努めます。</u></p> <p>・<u>駐車場情報の適切な提供により、既存駐車場の有効利用に努めます。</u></p>	<p>・交通混雑の大きな要因であるボトルネックを解消するため、交差点の改良などを進め交通の円滑化を図ります。</p> <p>・「道の駅」などの休憩施設の整備推進により、安全性や快適性の向上につとめます。</p> <p><b>②都市の機能を強化する路線等の整備</b></p> <p>・塩谷・新光間を結ぶ道道小樽環状線の整備を推進し、通過交通による中心市街地の交通混雑の解消や後志圏・札幌圏へのアクセスの充実に図ります。</p> <p>・臨港地区の主要道路である小樽港縦貫線の整備を推進し、物流機能の強化を図ります。</p> <p>・国道5号と道道小樽港線（臨港線）を連結する市道浅草線の整備を推進し、交通機能の強化を図るとともに、沿線空間と調和した道路景観の形成につとめます。</p> <p>・市道本通線や大通線などを整備し、歩行者が安全かつ快適に通行できる道づくりを進めます。</p> <p><b>2）駐車場の整備、利用促進</b></p> <p>・中心市街地における交通の円滑化と利便性の向上を図るため、「小樽市駐車場整備計画」を策定し（平成15年度策定予定）、計画的な駐車場の配置につとめます。</p> <p>・駐車場情報の適切な提供により、既存駐車場の有効利用やうろつき車両の解消につとめます。</p>

・補助制度や融資制度の活用をPRすることにより、駐車場建設の促進に努めます。

### 3) 公共交通の充実

#### ① 広域交通体系の確立

・北海道新幹線は、北海道と本州との所要時間の短縮や交流の促進による経済波及効果が見込まれるため、早期実現に向けた取り組みを進めるとともに、新小樽（仮称）駅前広場の整備を促進します。

・JR 小樽駅の駅前広場は、交通結節点として求められる機能・施設について検討し整備を図ります。

・広域路線バスと鉄道との連携を促進し、利便性の向上を図ります。

※「1) 交通ネットワークの強化 ③海上交通の拡充」へ

#### ② 都市内交通環境の充実

・将来にわたり、安定的かつ持続可能な公共交通の維持・確保に向け、関係機関と連携を図りながら地域公共交通網の構築を進めます。

※ 1 ポツ目と統合

※ 1 ポツ目と統合

・北海道新幹線を利用して小樽を訪れる観光客などが、市街地や観光拠点などへ円滑に移動できるよう、アクセス機能の充実に努めます。

・補助制度や融資制度の活用をPRすることにより、駐車場建設の促進につとめます。

### 3) 公共交通の充実

#### ① 広域輸送体系の確立

・北海道新幹線は、北海道と本州との輸送時間の短縮や交流の促進、さらには沿線地域の開発効果も期待できるため、早期実現に向けた取り組みを進めます。

・鉄道交通の高速化を促進するとともに、駅周辺における機能的な整備のあり方について検討します。

・広域輸送バスと鉄道との連携につとめ、利便性の向上を図ります。

・フェリー拠点都市として航路の拡充につとめ、国内外との交易・交流を促進します。

#### ② 都市内交通環境の充実

・公共交通の利用を促進し、市内の交通混雑の緩和を図ることや自動車排気ガスの低減により、良好な交通環境の実現につとめます。

・バス交通は市民の重要な交通手段であり、路線や運行ダイヤの拡充など誰もが利用しやすく、安全に乗降できる環境づくりにつとめます。

・バスの停車による交通機能の低下を防止するため、バス停車帯の設置を進めます。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>4) 歩行者交通環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧国鉄手宮線など観光拠点間を結ぶ歩行者空間は、<u>市民や観光客が本市特有の歴史的街並みを楽しみながら回遊できる散策ネットワークとして、適切な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。</u></li> <li>・<u>歩道整備の際には、誘導ブロックの設置などのバリアフリー化により、すべての人が安心して歩くことのできる空間の確保に努めます。</u></li> <li>・<u>主要幹線道路の歩道の無電柱化などを促進し、安全で快適な歩行者空間の創出や良好な景観の形成に努めます。</u></li> </ul> <p>※1 ポツ目と統合</p> <p>※1 ポツ目と統合</p>	<p><b>4) 歩行者交通環境の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や観光客が小樽特有の歴史的街並みを楽しみながら、安全に回遊できる散策ネットワークの創出につとめます。</li> <li>・すべての人が安心して歩くことのできる空間を確保するため、歩道の段差解消などのバリアフリー化や点字ブロック等の設置を進めます。</li> <li>・歩道の緑化、街路灯、分かりやすい案内板の設置など快適な歩行者空間の整備を図るとともに、ポケットパークなどのオープンスペースを設け、安らげる空間の確保につとめます。</li> <li>・歩道の拡幅やコミュニティ道路などの整備につとめ、安全で快適な歩行者空間の形成を図ります。</li> <li>・旧手宮線は位置的特性を活かし、歩行者ネットワークとしての活用を図りながら、輸送系としての活用についても、市民とともに検討していきます。</li> </ul>



### 3. 緑の方針

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p data-bbox="129 252 295 284"><b>3. 緑の方針</b></p> <p data-bbox="129 344 1108 421">市民生活に潤いと豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割をもっています。</p> <p data-bbox="129 437 1108 513">今後も、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共生関係を目指し取り組みます。</p> <p data-bbox="141 619 450 651"><b>（1）公園・緑地等の方針</b></p> <p data-bbox="129 667 349 699"><b>1）基本的考え方</b></p> <p data-bbox="129 715 1108 791">地域の特性を生かした魅力ある公園・緑地の整備及び利活用を進め、緑を育み、緑と親しむ機会の充実を図ります。</p> <p data-bbox="129 849 427 880"><b>①緑のネットワークの保全</b></p> <p data-bbox="129 896 1108 973">公園・緑地等の緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。</p> <p data-bbox="129 1168 1108 1244">また、河川は都市に潤いを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。</p> <p data-bbox="129 1260 1108 1337">このため、適切な維持管理に努め、これまで形成してきたこれらの緑のネットワークを守っていきます。</p>	<p data-bbox="1135 252 1301 284"><b>3. 緑の方針</b></p> <p data-bbox="1146 300 1384 331"><b>（1）基本的考え方</b></p> <p data-bbox="1135 347 2114 424">市民生活に潤いと豊かさを与える「緑」は、自然環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など多様な役割をもっています。</p> <p data-bbox="1135 440 2114 517">本市では、「小樽市緑の基本計画」を策定し（平成 15 年度策定予定）、緑の保全と創出、緑化の推進など、都市と自然環境との良好な共存・共生関係をめざします。</p> <p data-bbox="1135 849 1431 880"><b>2）緑を増やしていきます</b></p> <p data-bbox="1135 896 2114 1015">緑は、地域住民にとって健康の維持・増進や安らぎの場をつくる重要な要素です。そのため、まとまった緑の保全を図るとともに、身近な公園などの緑の育成につとめ、それらを結ぶ緑のネットワークを形成します。</p> <p data-bbox="1135 1120 1485 1152"><b>3）河川を大切にしていきます</b></p> <p data-bbox="1135 1168 2114 1244">河川は都市に潤いを与えるだけでなく、人々が水と親しむことのできる緑地空間としての役割もあります。</p> <p data-bbox="1135 1260 1951 1289">今後とも、周辺の特性に応じた親しみのある河川環境の形成を図ります。</p>

## ②市民との協働による緑化活動の推進

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、ふれあうことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民との協働による緑化活動を進めます。

## 4) 市民とのパートナーシップづくりを進めます

豊かな自然環境を保全していくには、市民が自然を身近に体験し、環境保全に対する理解を深めていくことが必要です。

今後とも、市民が学び、ふれあうことのできる施設整備や緑化活動の支援など、市民とのパートナーシップづくりを進めます。

## 2) 公園・緑地等の整備方針

### ①身近にふれあえる公園・緑地等の維持・整備

公園・緑地等は、適切な維持管理に努めるとともに、子どもから高齢者まで、全ての人が安全で安心して利用できる公園・緑地等の整備を進めます。

また、地域ごとに求められる機能を把握し、市民に親しまれる施設の再整備を進めるとともに、緑の少ない地区については、緑化重点地区の指定を検討します。

※ 1 ポツ目と統合

長期未整備の都市計画公園は、その必要性等を総合的に点検・検証し、必要な計画の見直しについて検討します。

### ②街路樹の保全

まちに潤いを与える道路景観を維持するため、街路樹の適切な保全に努めます。

## (2) 緑の整備方針

### 2) 緑豊かなまちづくり

#### ①拠点となる公園の整備・充実

市民が余暇を楽しみ、自然とふれあいながら利用できる公園の整備、充実を図ります。拠点となる公園の新設や拡充にあたっては、スポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる公園、水辺空間や歴史を活かした公園など、市民の利用形態や地域特性に配慮した整備につとめます。

#### ② 身近にふれあえる公園の整備・充実

コミュニティの育成や高齢社会へ対応するため、バリアフリーに配慮した身近にふれあえる公園の整備・充実につとめます。

また、緑の少ない地区については、緑化重点地区の指定を検討します。

#### ③ 道路緑化の推進

まちにうるおいを与える道路景観を創出するため、北国にふさわしい街路樹の育成など道路の緑化を推進します。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>③防災機能を有する公園・緑地等の整備</b> 市民生活の安全を確保するため、公園・緑地等を災害時の避難場所として活用することや防災機能を有する公園の整備を検討します。</p> <p><b>④水辺を生かした潤いある空間の創出</b> 勝納川、朝里川、星置川、蘭島川などの比較的大きな河川は、<u>良好な都市環境を維持していく上で重要な緑の骨格軸のひとつです。</u> <u>これらの河川は、地域の特性に応じ、河川管理者と調整を図り、親水性などに配慮した水辺環境の創出に努めます。</u></p> <p><b>3）市民と一体となった緑づくり</b></p> <p><b>①パートナーシップの強化と緑化活動への支援</b> 緑に親しむイベント等により緑化への関心を高め、市民とのパートナーシップの強化に努めます。 また、<u>北海道のフラワーマスター認定登録制度を活用するなど、市民による緑づくりを支援します。</u></p> <p><b>②緑化推進拠点の活用</b> <u>緑や園芸に関する相談や情報提供など緑化推進の拠点として手宮緑化植物園内の緑の相談所を活用します。</u> また、<u>長橋なえぼ公園は、自然を生かした体験学習の場として、施設の活用を図ります。</u></p> <p><b>③ボランティア活動への参加促進</b> <u>緑化への関心を高めるため、花の苗の育成や植栽など、公園づくり等に関わるボランティア活動への参加を促進します。</u></p>	<p><b>④ 防災機能を有する公園整備</b> 市民生活の安全を確保するため、公園緑地を災害時の避難地として活用することや防災機能を有する公園の整備を検討します。</p> <p><b>3）水辺を活かしたうるおいある空間の創出</b> 勝納川、朝里川、星置川、蘭島川などの河川は、本市を形づくる骨格のひとつです。整備にあたっては、安全性を確保することや都市のアメニティの重要な要素として捉え、うるおいが感じられる緑化や親水性の高い空間の創出につとめます。</p> <p><b>4）市民と一体となった緑づくり</b></p> <p><b>①パートナーシップの強化と緑化活動への支援</b> 市民とのパートナーシップを強化するため、「園芸市」など緑に親しむイベント等により緑化への関心を高めます。 また、<u>フラワーマスター認定登録制度を活用することなど、市民による緑づくりを支援します。</u></p> <p><b>② 豊かな自然環境にふれあえる拠点施設の充実</b> 手宮緑化植物園は、定期的な催し物の開催や緑の相談所がある施設として市民に親しまれており、その多角的活用により緑化の普及を図ります。 また、<u>長橋なえぼ公園は自然を活かした体験学習の場として、施設の充実につとめます。</u></p> <p><b>③ボランティア組織の育成</b> 自然観察や体験学習を通じ、子どもたちの自然生態系への認識や保護意識を深めるため、学校教育機関等と連携する市民ボランティア組織の育成につとめます。</p>

<p><b>(2) 自然環境の方針</b></p> <p><b>1) 基本的考え方</b></p> <p>海岸線や市街地背後に広がる山々は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果をもち、本市の大きな特色のひとつです。</p> <p>また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。</p>	<p><b>1) 自然を守っていきます</b></p> <p>海岸線や市街地背後に広がる丘陵は、市街地全体が緑に恵まれていると感じさせる効果をもち、本市の大きな特色のひとつです。また、市街地背後の緑は雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしているため、これらの自然を保全し、次世代に継承していきます。</p>
<p><b>2) 豊かな自然環境の保全</b></p> <p>市街地背後の山々は、一部が保安林となっており、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区や自然景観保護地区のほか、北海道水資源の保全に関する条例に基づく水資源保全地域にも指定されています。</p> <p>この「山々の緑」と市街地の前面に開けた「海岸線」、それらをつなぐ「河川」は、<u>良好な都市環境を維持していく上で重要な緑地であるため、「緑の骨格軸」と位置付け、保全します。</u></p> <p>また、市街地に点在する樹林は重要な緑地として、良好な環境を保全します。</p> <p><b>3) 自然を学べる環境の充実</b></p> <p><u>市民に、自然の大切さや自然と人との関わり、生態の重要性を理解してもらうため、市民ボランティアの協力を得ながら、自然観察や体験学習の中で学べる環境の充実に努めます。</u></p>	<p><b>(2) 緑の整備方針</b></p> <p><b>1) 豊かな自然環境の保全</b></p> <p>市街地背後の丘陵は、既に一部が保安林となっていたり、北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区や自然景観保護地区に指定されています。</p> <p>この「丘陵の緑」と市街地の前面に開けた「海岸線」、それらをつなぐ「河川」は、都市を構成する重要な緑地であるため、「緑の骨格軸」と位置付け、積極的に保全します。</p> <p>また、市街地に点在する樹林は重要な緑地として、良好な環境を保全します。</p> <p><b>③ ボランティア組織の育成</b></p> <p>自然観察や体験学習を通じ、子どもたちの自然生態系への認識や保護意識を深めるため、学校教育機関等と連携する市民ボランティア組織の育成につとめます。</p>

#### 4. 生活環境の方針

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>4.生活環境の方針</b> 安全で快適な生活環境を形成するためには、都市施設の充実や住環境の向上に努めるほか、降雪、高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。</p> <p><b>（1）住宅・住環境の方針</b></p> <p><b>1）基本的考え方</b> 人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、子どもを産み・育てやすく、全ての人が安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成に努めます。</p> <p>また、空き家対策を総合的かつ計画的に進めるほか、低・未利用地の積極的な活用の誘導に努めます。</p> <p>公共施設は、機能や配置の見直しにより必要な再編や更新を進め、跡地利用については、地域の発展や本市のまちづくりに資する活用について検討します。</p>	<p><b>4.生活環境の方針</b> 快適で安全に暮らすためには、都市施設の充実とともに住環境の向上、降雪や高齢社会など本市の特性を考慮したまちづくりが必要です。</p> <p>ここでは、「住宅・住環境」、「バリアフリー」、「処理施設」について、基本的な方針を示します。</p> <p><b>（1）住宅・住環境の方針</b></p> <p><b>1）基本的考え方</b> 人口の減少や高齢化などの社会動向を考慮し、定住人口の増加を図る住宅施策を推進するとともに、冬の暮らしを快適なものとする生活環境づくりを進め、誰もが安心して、快適に住み続けられる住宅・住環境の形成につとめます。</p>
<p><b>2）快適に暮らせる住宅・住環境の向上</b></p> <p><b>①良好な住環境の形成</b> 住宅地は、自然や街並みと調和した良好な住環境の形成を図るため、地区計画制度などを有効に活用します。</p> <p>また、既成市街地の老朽家屋などが多く点在している地域では、支援制度の活用を促すなど、建替え等による住環境の改善や未利用地の積極的な活用を誘導し、安全で良好な住環境の創出に努めるとともに、良好な住環境にある住宅地では、その環境の維持に努めます。</p>	<p><b>2）快適に暮らせる住宅・住環境の向上</b></p> <p><b>①良好な住環境の形成</b> 住宅地は、自然や地域の景観などと調和した生活基盤の充実につとめ、地区計画制度などの活用により、地域の特性に配慮した良好な住環境の形成を図ります。</p>

## ②良質な公営住宅の供給

「小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理により、延命化を図ります。

また、建て替えの際には、ユニバーサルデザインの導入により、全ての人が住みやすい住宅・住環境の形成に努めるとともに、コミュニティ形成のため、住民が集える場所の整備を検討します。

## ③良質な民間住宅の普及

老朽住宅の改善や高齢化に対応した住宅、災害に強い住宅などの普及を図ります。

## 3) 子育て世帯の定住促進

子育て世帯が安心して子育てし、暮らせる住環境を確保するため、公営住宅の建て替えの際に子育て世帯向け住宅を利便性の高い地域において確保するなど、子育て世帯の定住を促進します。

## 4) 高齢者や障がい者の住まいの確保

### ①公営住宅の確保

公営住宅の建て替えの際には、ユニバーサルデザインの導入により、高齢者や障がい者が住みやすい住宅を確保します。

## ②良質な公営住宅の供給推進

「小樽市公共賃貸住宅再生マスタープラン」に基づき、新規住宅の建設や統廃合を含めた建て替え整備を推進します。

建て替えにあたっては、居住水準の向上や住環境の整備を図り、良質な公営住宅の確保につとめます。

また、地域生活の拠点となる施設の導入など、周辺地区と一体的な整備につとめます。

## ③良質な民間住宅建設の誘導

老朽住宅の改善や高齢化に対応した住宅、災害に強い住宅などの普及を図り、居住水準の向上を誘導します。

また、住宅融資支援制度の活用による良質な民間共同住宅の建設を促進します。

## 3) 若年者・ファミリー層の定住促進

### ①街なか居住の推進

利便性の高い中心市街地やその周辺部において、若年者やファミリー層向け共同住宅の供給を促進するための支援など住宅施策を推進し、中心市街地での定住人口の増加につとめます。

### ②未利用地の有効活用

将来の宅地需要にあたっては、既成市街地の未利用地を活用した効率的な宅地開発を促進します。

## 4) 高齢者や障がい者の住宅への支援

### ①公共住宅の確保

公営住宅の建て替えにあわせ、高齢者・障がい者世帯向けの住宅を確保します。また、シルバーハウジングプロジェクト等の推進を図ることや、利便性の高い地域において良質な住宅の供給につとめます。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>②賃貸住宅への支援</b>            利便性の高い地域において、民間による高齢者世帯向け賃貸住宅の供給を促進するための支援など住宅施策を推進し、高齢者が安心して快適に住むことができる住宅供給を誘導します。</p> <p><b>③住宅改造への支援</b>            住宅のバリアフリー改造工事などに対する支援制度の活用を促進します。            また、福祉施策と連携を図るとともに助言や情報提供などの支援に努めます。</p> <p><b>5）雪や寒さに強い住環境づくり</b></p> <p><b>①雪に強い道路・交通の確保</b>            冬の暮らしを安全・快適なものとするため、<u>恒久的な雪堆積場の確保に努めるとともに、効率的で持続可能な雪対策の調査・研究を進めます。</u>            また、歩道の除排雪を推進し、<u>安全な歩行者空間を確保</u>します。</p> <p><b>②雪や寒さに強い住まいづくり</b>  <u>住宅の断熱改修工事など省エネ改修や歩道のロードヒーティングの助成などの支援に努めます。</u></p> <p><b>③コミュニティ活動の促進</b>  <u>冬期におけるイベントの開催や除雪ボランティアなど、コミュニティ活動の促進に努めます。</u></p>	<p><b>②賃貸住宅への支援</b>            利便性の高い地域において、民間による高齢者世帯向け賃貸住宅の供給を促進するための支援など住宅施策を推進し、高齢者が安心して快適に住むことができる住宅供給を誘導します。</p> <p><b>③住宅改造などへの支援</b>            住宅のバリアフリー改造工事などに対する融資制度の充実につとめます。            また、住宅改造については、福祉施策と連携を図るとともに、住宅に関する助言や情報提供などの支援につとめます。</p> <p><b>5）雪や寒さに強い生活環境づくり</b></p> <p><b>①雪に強い道路・交通の確保</b>            冬の暮らしを安全・快適なものとするため、幹線道路や生活道路の除排雪体制の強化を図るとともに、雪や凍結に強い道路の整備、雪対策に関する調査・研究を進めます。            また、歩道の除排雪を推進し、避難路の確保につとめます。</p> <p><b>②雪や寒さに強い住まいづくり</b>            断熱、気密性能の向上や雪対策としての空地の確保など、積雪寒冷地に適した北国型住宅の普及につとめます。            また、家庭用雪処理施設への融資や歩道のロードヒーティングの助成など、市民の利便性を高める支援につとめます。</p> <p><b>③北国らしいライフスタイルの確立</b>            冬の祭りやイベントの開催など雪とのふれあいや、地域ぐるみの除雪ボランティアなど、コミュニティ活動の促進につとめます。</p>

<p><b>(2) 人にやさしい空間の方針</b></p> <p><b>1) 基本的考え方</b></p> <p><u>市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりを目指します。</u></p> <p>このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりに努めます。</p>	<p><b>(2) バリアフリーの方針</b></p> <p><b>1) 基本的考え方</b></p> <p>本市の高齢化率は、道内主要都市の中でも高い比率にあります。</p> <p>今後の本格的な高齢社会や地形的な特性を踏まえ、ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての人が住み慣れた地域社会の中で暮らせる、人にやさしいまちづくりをめざします。</p> <p>このため「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づくまちづくりを進めるとともに、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインに配慮した空間づくりにつとめます。</p>
<p><b>2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化</b></p> <p><u>市有建築物や道路、公園などは、高齢者、障がい者等の移動や施設の利用しやすさと安全性を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めます。</u></p> <p><b>3) 公共交通施設等のバリアフリー化</b></p> <p><u>公共交通施設や高齢者、障がい者等が生活上利用する施設が所在する地区では地区内の施設や経路の移動円滑化を図るバリアフリー基本構想の策定について検討します。</u></p> <p>※「2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化」と統合</p> <p>※「2) 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化」と統合</p>	<p><b>2) 歩行者空間の確保</b></p> <p>すべての人にやさしい歩行者空間を確保するため、車椅子などにも配慮した歩道のネットワークの形成や段差の解消などにつとめます。</p> <p><b>3) 公共交通機関施設のバリアフリー化</b></p> <p>公共交通機関の施設における通路やエレベーター、トイレなど連続性のあるバリアフリーの整備を誘導します。</p> <p><b>4) 誰もが利用しやすい建築物の整備</b></p> <p>官公庁施設、教育文化施設、医療施設、福祉施設など多くの人が利用する公共的な施設は、誰もが円滑に利用できる出入口や通路、階段、トイレなどの整備を進めます。</p> <p><b>5) 公園のバリアフリー化</b></p> <p>公園の整備に際しては、バリアフリーを図り、誰もが利用しやすい施設整備につとめます。</p>

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>（3）その他の都市施設の方針</b></p> <p><b>1）基本的考え方</b></p> <p>海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の<u>適正な維持・管理に努め、快適な生活環境の確保を目指します。</u></p>	<p><b>（3）処理施設の方針</b></p> <p><b>1）基本的考え方</b></p> <p>海や河川などの水環境の保全やごみの減量化・再資源化などが近年大きな社会問題となっています。このことから、下水道やごみ処理施設などの生活関連施設の整備・充実に<u>つとめ、生活環境の向上を図ります。</u></p>
<p><b>2）下水道施設</b></p> <p><b>①海や河川などの公共用水域の水質保全</b></p> <p><u>処理可能区域内における未水洗世帯の下水道への接続及び、処理可能区域外における合併処理浄化槽の設置促進について周知・啓発を行います。</u></p> <p><u>また、放流水質の適切な管理と事業場に対する排水の水質検査及び立入指導を継続し、啓発・指導の強化を図り、排水基準を超える汚水を下水道に排出させないよう努めます。</u></p> <p><b>②施設の延命化と改築・更新</b></p> <p><u>持続可能な機能確保とライフサイクルコストの低減のため、重要度や優先度を明確にし、効率的かつ効果的な延命化や改築・更新を図ります。</u></p> <p><b>③災害への対応</b></p> <p><u>地震や津波などの災害に対応するため、下水道施設耐震化計画を策定し、計画的に事業を推進するほか、業務継続計画（BCP）の充実に努めます。</u></p> <p><u>道路整備事業などに合わせた計画的な雨水渠の整備を図り、降雨による水害や浸水の防止に努めます。</u></p> <p><b>④空間の多目的利用と周辺環境との調和</b></p> <p><u>公園として活用が図られている施設空間は、今後とも適切な維持管理により、周辺環境との調和に努めます。</u></p>	<p><b>2）下水道施設</b></p> <p><b>①公共用水域の水質保全</b></p> <p>塩谷・張碓地区などの未処理区域は、道路整備事業や未利用地の開発動向などの推移をみながら整備を進め、早期解消につとめます。</p> <p>また、老朽施設の計画的な更新を図り、公共用水域の水質保全につとめます。</p> <p><b>②浸水の防除</b></p> <p>道路整備事業などに合わせた計画的な雨水渠の整備を図り、降雨による水害や浸水の防止につとめます。</p> <p><b>③災害への対応</b></p> <p>地震などの災害に対する安全性や機能性を重視した施設整備につとめます。</p> <p><b>④空間の多目的利用と周辺環境との調和</b></p> <p>施設空間は公園などの有効活用を図るとともに、緑化など周辺環境との調和につとめます。</p>

### 3) ごみ処理施設など

#### ①ごみ処理施設の維持管理

北しりべし廃棄物処理広域連合が管理運営する施設については、適切な維持管理による延命化を促進します。

また、事業系廃棄物は事業者自ら処理する責任があることから、排出の抑制を促し、処理施設により適正処理がなされるよう努めます。

#### ②ごみ減量化などの推進

循環型社会形成に向け、市民や事業者と連携しながら、ごみの減量化や資源物の再利用のほかごみの適正処理などの推進に努めます。

### 4) その他の都市施設

公設市場や火葬場は、公共施設等総合管理計画が示す方針に基づき、適切な維持管理又は建て替え整備等を行います。

### 3) ごみ処理施設など

#### ①ごみ処理施設の整備

環境保全の推進と廃棄物の適正処理の意識高揚を図るとともに、今後のごみの減量化や資源化の動向を見極め、衛生的かつ快適な生活環境を維持するため中間処理施設（焼却施設・破砕施設）の整備につとめます。

また、事業系廃棄物は事業者自ら処理する責任があることから、排出の抑制を促し、処理施設により適正処理がなされるようつとめます。

#### ②リサイクル施設の整備

循環型社会形成の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生抑制や再使用・再利用を推進する必要があることから、収集・処理体制づくりを進めるとともに、民間活用の誘導も含めリサイクル施設の整備につとめます。

## 5. 都市景観の方針

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>5. 都市景観の方針</b></p> <p><b>（1）基本的考え方</b></p> <p>本市では、平成21年2月に「小樽市景観計画」を定めており、その中の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。</p> <p>近年、国内外から多数の来訪者があり、まちの魅力度も高く評価されています。</p> <p>今後も、豊かな自然景観、歴史的建造物、文化財等良好な都市景観を保全、育成、創出するまちづくりを市民と協働で進めます。</p> <p><b>1）基本目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然景観の保全を図り、自然と街並みの調和のとれたまちづくりを進めます。</li> <li>○歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進めます。</li> <li>○小樽らしい都市景観の創出を図り、潤いと活力に満ちたまちづくりを進めます。</li> </ul> <p><b>2）基本方針</b></p> <p><b>市域全域における良好な景観の形成に関する方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小樽固有の自然・歴史・文化の継承と創造</li> <li>○景観形成の核となるシンボル空間の創造</li> <li>○地区の特性を生かした個性的で調和のとれた街並み景観の創造</li> <li>○四季折々の変化や時の移り変わりを大切にした都市景観の創造</li> </ul>	<p><b>5. 都市景観の方針</b></p> <p><b>（1）基本的考え方</b></p> <p>本市では、平成5年4月に「小樽市都市景観形成基本計画」を定めており、その中に示されている以下の「基本目標」と「基本方針」に基づき、都市景観の形成を総合的に誘導しています。</p> <p>今後さらに個性的で魅力ある都市景観を創出するため、市民参加と協働による景観づくりを進めます。</p> <p><b>1）基本目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然景観の保全を図り、調和のとれたまちづくりを進める。</li> <li>○歴史景観の保全を図り、歴史と文化の香り高いまちづくりを進める。</li> <li>○歴史と自然を守り育てるとともに、小樽らしい新しい都市景観の創出を図り、うるおいと活力にみちたまちづくりを進める。</li> </ul> <p><b>2）基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○独自性の確立：歴史・自然・文化などの“小樽らしさ”の保全と創造。</li> <li>○シンボル空間の創造：景観形成の核となるシンボル空間の創造。</li> <li>○街並みの個性化：地区特性を生かした個性的で調和のとれた街並みの創造。</li> <li>○自然の移り変わりの尊重：朝日・夕日・夜景などの時間の移り変わりや四季折々の変化を大切にした都市景観の創造。</li> <li>○快適空間の創造：水と緑を生かしたうるおいあるアメニティ（快適な環境）の創造。</li> </ul>

### **小樽歴史景観区域における良好な景観の形成に関する方針**

- 歴史的建造物周辺などの景観拠点の保全や新たな拠点の創出に努めるとともに、これらを結びつけることにより、小樽らしい歴史景観区域の形成に努めます。
- 景観拠点から市街地にのびる主要な道路沿いの景観（沿道景観）や主要な交差点などで見られる景観（街角景観）など、それぞれの特性に応じた街並み景観の形成に努めます。
- 小樽歴史景観区域の景観効果を周辺地区へ波及させ、各地区の特性に応じた都市景観の形成に努めます。

### **（２）都市景観形成の方針**

#### **1) 自然景観等の保全**

本市は海岸線や、市街地に迫る山々の緑は都市景観上重要な役割を果たしています。これらの自然環境を大切に守り、良好な自然景観を保全します。

#### **2) 歴史景観の形成**

小樽歴史景観区域では、小樽市景観計画に基づき良好な景観を誘導するとともに、来訪者にも魅力や潤いを感じさせる景観の形成を進めます。

#### **3) 歴史的建造物の保全と活用**

本市特有の景観資源である歴史的建造物については、所有者や使用者の理解・協力のもと、生活環境や経済活動に配慮しながら必要な技術的、経済的支援を行い保全に努めます。

魅力的な都市景観の形成に必要な歴史的建造物の積極的な活用を促進する支援策などについて検討します。

### **（２）都市景観形成の方針**

#### **1) 緑の保全と創出**

本市は海岸線や市街地に山麓が迫り、その緑は都市景観上重要な役割を果たしています。それらの自然を大切にするとともに樹木等の指定による保全、公園緑地等の整備、開発行為や事業所等における緑化などの推進につとめます。

#### **2) 歴史的建造物の保全**

歴史と文化を伝える歴史的建造物を保全し、その歴史的景観を継承することにより、小樽らしい個性的なまちづくりを進めます。

歴史的建造物の保全にあたっては、所有者や使用者の理解・協力のもと、生活環境の向上や経済活動の振興に配慮しながら外観保全につとめます。

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p>※「2）歴史景観の形成へ統合」</p> <p>※「2）歴史景観の形成へ統合」</p> <p><b>4）市民協働による景観づくり</b>  都市景観賞や歴史的建造物めぐりなどの実施により、<u>景観づくりに対する市民意識の啓発に努め、景観まちづくり協議会の認定等による市民の自主的な景観形成活動を促進します。</u></p>	<p><b>3）建築物等のデザイン誘導</b>  大規模建築物等を計画する場合は、周辺や都市全体の景観と調和するように、規模やデザインなどについて誘導します。</p> <p><b>4）「都市景観形成重要ゾーン」の整備</b>  小樽港マリーナ・築港地区から堺町・色内・小樽運河を経て、旧手宮駅跡地までの地区は、歴史的街並みや水辺景観など本市を代表する景観地区です。この地区は中央通とともに「都市景観形成重要ゾーン」と位置付けされており、今後とも好ましい都市景観の形成を誘導します。</p> <p><b>5）協働による景観づくり</b>  特別景観形成地区の指定や歴史的建造物などに対する資金的支援につとめるとともに、景観アドバイザー制度等の活用による民間事業への適切な誘導など、総合的な景観づくりを進めます。  また、都市景観賞の実施や景観フォーラムなどの開催により、情報の提供と意識の高揚につとめ、景観協議会などの制度を通じて、地域の住民による自主的な景観活動への支援につとめます。</p>



## 6. 都市防災の方針

新（第2次都市マス）	旧（現行計画）
<p><b>6. 都市防災の方針</b></p> <p><b>（1）基本的な考え方</b></p> <p>東日本大震災、北海道胆振東部地震のほか、台風による大雨や河川氾濫、土砂災害など、大規模な自然災害が全国で発生しており、市民の災害に対する関心・意識が高まっています。</p> <p>このため、都市基盤施設の耐震化・不燃化の促進、水道・電気等のライフラインの確保、河川の改修など防災機能の強化を図り、市民が安全で安心して将来にわたり住み続けられるまちづくりを目指します。</p>	<p><b>6. 都市防災の方針</b></p> <p><b>（1）基本的な考え方</b></p> <p>地震時の津波や構造物の倒壊、大規模火災の発生、浸水などの災害に対する都市防災の機能強化を図ることが必要です。</p> <p>このため、都市基盤施設の耐震化、不燃化の促進、ライフラインの確保、河川の改修などにより、安全で安心して住むことができる都市づくりをめざします。</p>
<p><b>（2）都市防災の方針</b></p> <p><b>1）住宅・住環境の防災性向上</b></p> <p>建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、狭あい道路の改善や空地の確保に努め、防災性の向上を図ります。</p> <p>また、空き家については、所有者等の意識啓発や相談窓口情報の提供のほか管理不全な空き家の解消に努めます。</p> <p><b>2）防災拠点の防災性の向上</b></p> <p>災害発生時に避難所や防災拠点となる市有建築物は、機能確保のため、建て替え、耐震補強など、計画的に耐震化を図り防災性の向上に努めます。</p> <p><b>3）防災拠点機能の強化</b></p> <p>災害時の拠点となる応急対策施設の機能の充実を図るとともに、避難場所として民間宿泊施設等との連携に努めます。</p> <p>また、規模の大きい公園などは、緊急避難場所やヘリポートとして活用します。</p>	<p><b>（2）都市防災の方針</b></p> <p><b>1）密集地区における防災性の向上</b></p> <p>建物の更新に合わせて共同化や耐震化への誘導を行うとともに、狭あい道路の改善や空地の確保につとめるなど、防災性の向上を図ります。</p> <p><b>2）建築物等の耐震性の向上</b></p> <p>災害時に避難所や防災拠点となる公共施設は、耐震診断を進め耐震性の強化を図り、安全性の向上につとめます。</p> <p>また、その他の建物についても、更新時や改善時における耐震化・不燃化の指導につとめます。</p> <p><b>3）防災拠点機能の強化</b></p> <p>災害時の拠点となる応急対策施設の機能の充実を図るとともに、避難場所として民間宿泊施設等との連携につとめます。</p> <p>また、公園緑地は避難地やヘリポートに活用するなど、防災機能の強化を図ります。</p>

#### 4) 避難経路や救援動線の確保

避難経路の確保のため、災害に強い道路の整備を進めるとともに、橋りょうやトンネルなどの道路施設は適切な維持管理に努めます。また、緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化・不燃化を促進します。

#### 5) 河川施設の整備

台風などによる大雨や融雪時における水害等に備えるため、周辺の特性に応じ、河川環境の保全に配慮しながら、護岸や河床の整備に努めます。

#### 6) 土砂災害防止施設の整備

土砂災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止施設や砂防施設の整備を促進します。

また、宅地造成に関する工事等について災害を防止するため、宅地造成等規制法などの法令に基づき指導を行います。

#### 7) ライフライン施設の安全対策

電気、ガス、上水道、電話など市民生活を支える施設は、災害時における機能の確保や耐震化を促進します。

#### 8) 港湾の防災機能の強化

防災機能の強化のため、防波堤や岸壁などの港湾施設の耐震化や機能強化に努めます。

#### 4) 避難・救援動線の強化

避難・救援道路となる主要幹線・幹線道路などの整備や橋梁の耐震化を図るとともに、沿道建物の不燃化を促進し、救援動線の確保につとめます。

#### 5) 河川整備の推進

本市の河川は地形的特性により流速が早いことから、特に豪雨や融雪時における水害の発生が考えられます。災害に備えるため、周辺の特性に応じ、河川環境の保全に配慮しながら護岸や河床の整備を進めます。

#### 6) がけ崩れ等の防止

がけ崩れ災害を未然に防止するため、「急傾斜地崩壊危険区域」、「がけ崩れ危険区域」等における防災工事を計画的に進めるとともに、造成地については宅地造成等規制法などの法令に基づき指導等を行います。

#### 7) ライフライン施設の安全対策

電気、ガス、上水道、電話など市民生活を支える施設は、災害時における機能の確保や耐震化を促進します。

#### 8) 港湾の防災機能の強化

防災機能の強化のため、港湾施設の耐震化や防波堤の機能強化につとめます。